

# 令和7年度首都圏等メディアリレーション業務 委託仕様書

## 1 目的

本業務は、島根県の様々な観光の魅力について、メディアリレーション活動により、首都圏等の各種メディア（テレビ、雑誌、WEB、SNS等）に情報を提供し、メディアとの良好な関係を構築するとともに、メディア等への露出機会の増大を図り、島根県のイメージや認知度のさらなる向上と、島根県への訪問意欲を高め、観光客の増加につなげることを目的とする。

## 2 委託業務名

令和7年度首都圏等メディアリレーション業務

## 3 委託期間

契約期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

## 4 委託料上限

22,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務の内容

### (1) メディアリレーション

首都圏等のメディアに情報を提供し、島根県の観光情報がメディアで取り上げられるよう、取材誘致活動や調整等のアプローチを行い、メディアへの露出の獲得を図ること。

特に、全国ネットで放送されるテレビ番組や、全国発売される雑誌など、全国に訴求力のあるメディアを中心に露出の獲得を図ること。

#### ① メディアへのダイレクトアプローチ

- ・ テレビ局、番組制作会社、出版社、WEBサイト運営者などを訪問し、メディアの担当者と良好な関係を構築するとともに、各メディアに対して個別に取材誘致を行い、メディアへの露出を獲得すること。
- ・ 常時、メディアのニーズや特性、トレンド等を捉え、効果的な情報提供を図ること。
- ・ メディアからの依頼、要求に迅速に対応できる業務体制を整えること。

#### ② メディアへの情報提供

- ・ 島根県への取材誘致につなげるため、効果的な発信が期待できるメディアに対して、島根県の最新観光情報や取材費用助成制度等について説明する企画を提案すること。
- ・ 企画の内容、実施時期、実施形態、回数、会場、1回当たりの参加メディア数及び人数の上限を提示すること。

#### ③ プレスリリースの作成・配信

- ・ 県が首都圏において実施する主要な観光情報発信事業等について、効果的なニュースリリース案の作成及び配信を実施すること。また、配信回数の上限を提案すること。

#### ④ 独自企画の提案

- ・ 上記①から③のほか、メディアへの露出及び広告換算額の獲得につながる独自の企画を提案すること

#### ⑤ メディア露出

- ・ 露出件数及び広告換算額は、次の表に示す件数・金額以上のメディア露出を確保すること。
- ・ 年間を通じて、メディアの露出時期に顕著な偏りが生じないように、計画的なアプローチを実施すること。
- ・ 放映、掲載内容は事前に県へ協議し、県の意向を反映した上で決定すること。

媒体	露出件数	広告換算額
①テレビ番組	17 件以上	2,268,000 千円以上
②雑誌・新聞	11 件以上	
③WEB	472 件以上	
合計	500 件以上	

⑥ 露出記事・映像のクリッピング

- ・ 露出した記事、映像は随時クリッピングし、月ごとに作成する露出一覧表とともにデータにより提供すること。

(2) テレビタイアップ企画等の実施

- ・ 島根県のイメージ及び認知度の向上、及び島根県の観光情報の広域的な発信等を図るため、テレビとのタイアップ企画(※)を2企画以上、若しくは、テレビとのタイアップ企画を1企画及びこれと同等以上の効果があると認められる企画を1企画以上実施すること。
- ・ テレビタイアップ企画等の内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・ テレビタイアップ企画等に係る経費については、1企画当たり2,000千円以内を想定しているが、より有効な企画を提案できる場合は、この限りでない。なお、当該経費は本業務委託料に含むものとし、受託者からメディアに対し直接支払うこととする。
- ・ テレビタイアップ企画等による露出実績及び広告換算額については、5(1)⑤で定めるKPIに含めること。

※テレビ番組又は番組内のコーナーで島根県の観光情報等を放映していただくことを前提とした、現地ロケ等に係る経費の負担を想定している

(3) プレスツアーの実施

- ・ 首都圏等のメディアを島根県に招聘し、取材内容を記事化してもらうため、プレスツアー(2泊3日を想定)を年1回企画し、出雲地域、石見地域、隠岐地域から1地域を、県と調整の上選んで実施すること。
- ・ 「ご縁も、美肌も、しまねから。」をメインテーマとして、ツアーごとにメディアの興味関心を引くテーマと、テーマに合致した取材行程を設定すること。
- ・ 実施時期、参加メディア数及び参加人数の上限を提示すること。
- ・ 参加メディアに求めるツアー参加の条件(※)を提示すること。

※例えば、雑誌の場合は2ページ以上掲載、WEBの場合は2企画以上掲載 など

(4) 定期報告

受託者は、メディアへのアプローチ状況、結果、今後の予定及び定期ミーティングの内容について毎月15日までに、前月の状況を報告すること。その際、露出した映像・記事に露出一覧表(視聴世帯数(発行部数)、視聴率、広告換算額を含む)を提出すること。

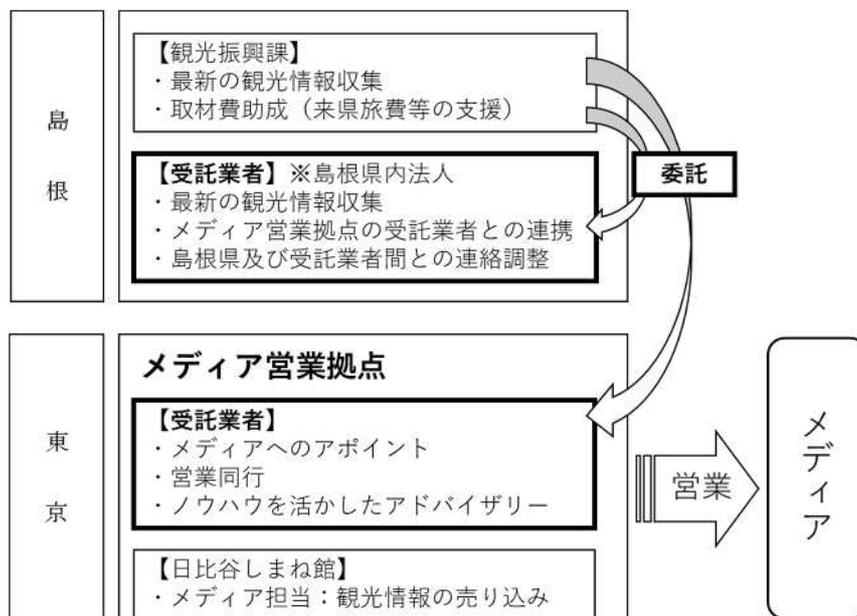
また、メディアへのアプローチが予定通りでない案件については、対応策を県に示すこと。

## 6 業務の執行体制

### (1) 組織体制

営業活動の拠点は東京とし、「日比谷しまね館事務所」職員と適宜情報交換をしながら、連携してメディアへの営業活動を実施する。

[参考：組織体制イメージ図]



### (2) 会議

受託者は、県観光振興課、日比谷しまね館を交え、下記に示す企画会議、業務の進捗状況の報告等を行うこととする。当該会議の場所は原則として受託者にて確保する（オンライン会議を含む。）。

また、受託者は打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに県に提出することとする。

- ① 企画会議（参加者：県観光振興課、日比谷しまね館）  
四半期に1回程度、今後のメディアへのアプローチ戦略を定める会議
- ② 定例ミーティング（参加者：県観光振興課、日比谷しまね館）  
原則として月1～2回程度、業務の進捗状況の報告を行うミーティングの実施

## 7 成果物

露出した映像・記事について、次のとおり提出すること。

- ・映像はDVDに格納し、1枚を納品すること。
- ・記事は掲載誌原本、及び掲載箇所の複写（1枚）を納品すること。

## 8 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号）を遵守しなければならない。

## 10 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

## 11 その他

- (1) 本業務は、5（2）において定めるテレビタイアップ企画等を除き、メディアに対する掲載料等の支払いは前提としないが、取材が島根県で行われる場合のメディアの旅費・宿泊費等については、事前に県と協議したうえで、別途予算の範囲内で支給する。
- (2) 本業務の受託者は業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) この仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載が無い場合、すべて本業務委託料に含むものとする。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。